

論壇

グループ法人税制等における同族会社の適用事例の検討



平川忠雄 【上野】

平成22年度税制改正で創設された「完全支配関係にある法人間の取引に係る税制」については平成23年度改正「整備法」(注1)においても一部改正されているが、この100%グループ法人税制を個人株主支配の同族会社が適用する場合の課題や更なる利用上のネットワークを検討し、新税制のリースナブルな適用関係の改善を提示したい。

このため、事業法人の大多数(注2)を占める「個人」がその支配する法人の発行済株式等保有する完全支配関係の同族会社「がグループ法人税制適用における課題が生じる。

「個人」による完全支配関係にある内国法人間の寄附金・受贈益の額は全額益金算入として取り扱われる(注6)。

格とみなして、経営承継相続人の相続税額を算出する。」

調的には連結納税を選択しない「内国法人がその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人との取引等」を前提に構成されているといえる。

「個人」による完全支配関係にある内国法人間の寄附金・受贈益の額は全額益金算入として取り扱われる(注6)。

「個人」による完全支配関係にある内国法人間の寄附金・受贈益の額は全額益金算入として取り扱われる(注6)。

格とみなして、経営承継相続人の相続税額を算出する。」

I. 個人による完全支配関係の判定事例

・XグループのA社は長男(甲)が完全支配し、B社を次男(乙)が完全支配している。

・XグループのA社は長男(甲)が完全支配し、B社を次男(乙)が完全支配している。

・XグループのA社は長男(甲)が完全支配し、B社を次男(乙)が完全支配している。

・XグループのA社は長男(甲)が完全支配し、B社を次男(乙)が完全支配している。

III. 同族会社の事業承継・納税猶予の課題

(1) 甲を中心とした場合はA社・B社及びC社はグループ法人に該当(丙は二親等の姻族)

(1) 甲を中心とした場合はA社・B社及びC社はグループ法人に該当(丙は二親等の姻族)

(1) 整備法制定による相続税の改正による特別関係会社(注7)を特別関係会社として認め、風俗営業会社等に該当してはならないこと

(1) 整備法制定による相続税の改正による特別関係会社(注7)を特別関係会社として認め、風俗営業会社等に該当してはならないこと

(3) 丙を中心とした場合はA社・B社のみがグループ法人に該当(丙は四親等の姻族)

(3) 丙を中心とした場合はA社・B社のみがグループ法人に該当(丙は四親等の姻族)

(3) 丙を中心とした場合はA社・B社のみがグループ法人に該当(丙は四親等の姻族)

(3) 丙を中心とした場合はA社・B社のみがグループ法人に該当(丙は四親等の姻族)